

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令について（概要）

### 1．改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）について所要の改正を行うもの。

### 2．改正概要

#### (1) 題名の改正

内閣府令の題名を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

#### (2) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第13条第4項関係）

幼児教育・保育の無償化に伴い、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、同号に掲げる小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用とする。ただし、次に掲げる者に要する費用については除くものとする。

なお、当該費用は施設型給付費等における加算として公費負担とする予定であり、令和元年度予算を踏まえ、別途、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）を改正する予定である。

次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者及び同一世帯員に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるものに対する副食の提供

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円（第13条第4項第3号イ(1)関係）

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）を除く。以下同じ。） 57,700円（要保護者等にあつては、77,101円）（第13条第4項第3号イ(2)関係）

次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するものに対する副食

の提供

ア 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。) 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者(第 13 条第 4 項第 3 号口(1)関係)

イ 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含み、特別利用教育を受ける者を除く。) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者(第 13 条第 4 項第 3 号口(2)関係)

(3) 改正法による改正後の子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める基準の新設(第 53 条から第 61 条まで関係)

子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める基準は、第 2 章に定めるところによる。(第 53 条関係)

特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。(第 54 条関係)

利用料及び特定費用の額の受領

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(施設等利用費の対象から除外する子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項に規定する内閣府令で定める費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。(第 55 条第 1 項関係)

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。(第 55 条第 2 項関係)

領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払を受ける際、施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。(第 56 条第 1 項関係)

イ アの場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。(第 56 条第 2 項関係)

## 法定代理受領の場合の ・ の適用

子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 3 項の規定による法定代理受領を受ける場合に、利用料の受領及び領収証の交付に関し「利用料の額」を「利用料の額から施設等利用費の額を控除して得た額」とし、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付先を「当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者」とする等の読替えを行う。(第 57 条関係)

特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。(第 58 条関係)

特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(第 59 条関係)

## 秘密保持等

ア 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(第 60 条第 1 項関係)

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。(第 60 条第 2 項関係)

ウ 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。(第 60 条第 3 項関係)

特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。(第 61 条関係)

## (4) 経過措置 (附則第 2 項関係)

この府令の施行の日から起算して 1 年を超えない期間内に、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「新運営基準」)に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項又は第 46 条第 2 項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

## (5) その他

改正法における略称の変更や条項ずれに伴う改正を行う。

### 3．根拠条文

子ども・子育て支援法第34条第3項、第46条第3項及び第58条の4第2項

### 4．施行期日等

公布日：令和元年5月31日

施行日：令和元年10月1日